

**模擬国連 2025年冬会議**  
**Position and Policy Paper まとめ D議場**  
**<12月24日 公開>**

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点をご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取ますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出された場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けいたします。
- ③ 箇条書きや字数オーバーなど、書式のミスはフロント側に編集させてもらいました。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることがあります。その点についても、皆さんができる会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していくかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかりと責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となつた大使は、初日冒頭の議長提案のモードが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようにお願いいたします。

## Australia

①オーストラリアは1990年に国連子どもの権利条約を批准し、年商1億豪ドルを超える企業・団体に対しサプライチェーンや事業運営において児童労働を含む強制労働のリスクがないかを調査し、透明性報告書の提出を義務付ける「現代奴隸法」のほか、児童労働、児童婚、子どもの性的搾取といった「主要な児童搾取の形態」を取り締まる刑法を整備している。これにより、我が国ではこうした問題の大規模な発生は抑制されている。しかしながら、法整備が進む一方で人身取引や性的搾取といった犯罪は「見えにくい」という性質を有しており、既存の法制度だけでは移民や非英語圏コミュニティといった脆弱な立場の人々や、デジタル空間で発生する搾取を完全に捕捉できていないのも事実である。我が国はこれらの執行のギャップを埋め、国境を越えた人身取引ネットワークを根絶するためには国際社会とのさらなる協調的な行動が不可欠であると考える。

②以上の現状を踏まえ、オーストラリアは以下の政策を提案する。

まず短期的アプローチとして、性的搾取などの被害を受けた子どもを保護するため、加盟国に対しシェルターの設置を義務付ける。これにより、被害によって負った心身の傷を癒し、子どもの権利を確実に守る体制を整えることを目指す。また、国境を越えた人身取引への対策として、国境での取り締まり強化に加え、移民や難民が相談しやすい多言語対応の相談窓口の設置を推進したい。

次に、中期的アプローチとして、各国の法整備を促進する。具体的には、SNSを通じた人身取引や性的搾取に対する抗対策として、SNS企業に対する未成年者利用制限の導入要請、または各国政府への関連法整備の要請を行う。また、人身取引を取り締まる法律が未整備の加盟国に対しては、立法を義務付けるべきである。さらに、サプライチェーンの透明化を進めるため、企業に対し透明性報告書の提出を義務付ける法律の整備を加盟国に促す。報告義務の対象となる企業規模については、段階的に対象範囲を拡大していくことが望ましい。

そして長期的アプローチとして、子どもへの教育の普及を重視する。教育によって価値観が変われば、児童婚や児童労働の撲滅につながり、ネットリテラシー教育を行うことでSNSを通じた搾取の減少も期待できる。しかし、児童労働が家計を支えている家庭では、子どもを学校に通わせることが困難な場合も多い。この課題に対処するため、子どもが教育を受けていることを条件とした経済的支援を導入するほか、家庭内労働のために通学できない子どもにはラジオ・テレビ教育を提供し、日中働く子どもには夜間スクールを整備する。また、学校が遠く通学が困難な地域には移動式スクールを導入する。さらに、移民や難民の子どもも平等に教育を受けられるよう、多言語教育の実現を目指したい。

## Bolivia

4つのゴールについて現状と政策について自国に関して説明します。

児童労働では、貧困を背景に児童労働が多く、特に、鉱山や農業などの危険な労働をいられている子どもが多い現状です。最近は改善努力をし、中程度の進展をしましたが、国際基準には達しておらず、対応が難しい状況です。また、自国では2014年に原則として14歳以上が教育に支障なく安全に働くことを条件に労働を可能とする法律を統一する方向になっています。また、情報システムを導入して子供の労働環境を把握し情報システムを参考にして支援の必要度が高いところから支援を行って行きたいと考えています。教育を理由として児童労働にあう子どもが多いため児童労働ゼロを目的として教育の継続を支えるためのプログラムを導入したいと考えています。

次に児童婚です。ボリビアでは以前、民法に16歳で結婚できる例外規定がありました。法律の抜け穴や適用外の慣習婚が存在していたことで、2025年9月に議会が新法を可決し、18歳未満の結婚・早期同居を例外なく禁止する法律が成立しました。この動きは、ボリビア政府が子どもの権利条約などの国際公約に沿って、児童婚の根絶に向けた大きな一歩となっています。政策としてはユニセフやUNFPAの支援の下で、早期結婚や強制結婚の害を伝える啓発や複数地域で実施されていて、社会的な認識を高める取り組みを行いたいと考えています。児童婚の問題に関しては、ほかの問題よりも対策が進んでおり、他の問題を自国はより対策していくべきと考えています。

児童の買春・搾取に関して、大都市などでは多くの子供が児童買春、商業的性搾取に巻き込まれており、失踪や報告されない被害が多数存在していると思われます。13~17歳の少女が誘い出される事例も増えている現状です。政策として政府は人身取引や児童の性的搾取を刑事犯罪として規定し、厳しい処罰を定めること。国際で協力をして、オンライン環境での保護強化を行いたいと思っています。

最後に人身取引についてです。国の最も深刻な人権課題の一つでこどもが性的搾取や強制労働のために国内外で人身取引のリスクにさらされていることや、子どもの商業的性搾取や児童売春につながる人身取引が発生しています。人身取引は社会問題として存在し、政府の対策強化と被害者支援が求められる状況です。児童買春・搾取同様被害者を保護し、回復を支援するための専門的な心身のケアなどがおいついていません。政策としては、被害者の早期発見・保護のため、地方自治体や保健・警察機関向けの研修やガイドライン整備を進め、医療機関での早期発見や、ケアへの適切なリファーラル体制づくりを進行して行きたいと思っています。また、人身取引は国境を越える犯罪であることから、他国と移動管理や協力強化を連携や情報共有の強化を進めていきたいです。

### Cambodia

カンボジアは、貧困や教育問題を背景として、深刻な児童労働と人身取引の問題が依然として存在している。

当該国では、7~14歳の子どもの半分以上が経済活動に、7~17歳の約4割が児童労働に従事しているとされている。また、法律で明確な規定があるにもかかわらず、女子の児童婚率は約18%と高い水準にある。これらの背景には、教育機会の不足と伝統的慣習がある。当該国の一帯のレンガ工場において働く児童の74%は学校に通うことができておらず、教育から排除されて労働に従事せざるを得ない状況が確認されている。2016年のユニセフのデータによると、15~19歳の女子のうち、一度も学校に通ったことのない3人に1人が早期に出産を始め、児童婚へとつながるケースが多い。農村地域では、「女性より男性が優れている」「家にいるより稼いだ方が良い」などの固定概念や女性に対する社会規範が根強く残っている。また、当該国の人口の35%が貧困ライン以下で生活するなど貧困問題もこれらの課題を固定化させている。

加えて当該国は、人身取引・児童売春において、送り出し国であると同時に受入国、経由国となっている。未成年者との性的関係を目的としたセックスツーリズムが、一部のアジア諸国の観光客によって引き起こされている。この問題は、当該国のような受入国の貧困だけでなく、送り出し国の無責任な需要によって支えられているので、解決には処罰・教育・経済支援を組み合わせた国際的対応が不可欠である。

当該国は、特に農村地域での児童労働や人身取引、児童婚が多く見られる。これらの背

景には伝統的慣習が存在するが、その慣習そのものを否定することは適切ではない。しかし、児童労働や人身取引、児童婚といった人権侵害を伴う慣習が次世代に再生産されない社会的環境を整備することは不可欠である。また、農村地域における教育環境が未整備で、初等・中等教育が行き届いていないことが、これらの人権課題を固定化させる一因となっている。そのため当該国は、初等・中等教育の就学率向上や女児教育の重点化を強く推進しており、国際社会、特に先進国による手厚い教育支援や専門的知見を有する人材の派遣、技術協力を要請する。さらに、単なる短期的援助にとどまらず、農村地域の住民が自立的に生計を維持できるような、持続可能な経済支援の実施が必要である。

人身取引は他国との関係性の中で発生しているため、タイやベトナムなどメコン地域諸国との連携による法整備および執行体制の強化が不可欠である。すでに法律で定められているが、執行が弱いのは、汚職や警察・司法の人材不足、地方での監視体制の弱さが影響しているので、人材の教育と先進国からの派遣を並行して行う必要がある。また、性的搾取や児童婚から救出された被害者に対しては、法整備のみならず、教育・社会復帰支援を包括的に強化することが求められる。

## Canada

### ①<カナダの法律>

(箇条書きに該当すると判断し、削除)

カナダでは深刻な児童搾取が見られる。

児童労働:およそ 11%の子供が児童労働を経験している。一つの理由は、州ごとに労働基準が異なるからである。16 歳未満は労働禁止と制定している州もあれば、14 歳以上から労働でき、14 歳未満でも親の承認により労働できると制定している州もある。これにより、危険な児童労働をなかなか

防止できない現状にあるため、将来はすべての州で労働法を統一させたいという思いがある。児童労働は子供の権利の侵害のであるという考え方で、児童労働をなくす大切さをこれまで ILO などの国際会議で強く主張してきた。

オンライン含む性的搾取:カナダでも重視されつつある。近い未来に性的搾取に関する法律を制定する姿勢を示している。

児童搾取から子供を守るために、子供の権利が守られているかを調査・監視する機関を州ごとに設けていたり、所定の企業に対して児童労働削減のために行っている処置についての報告書を政府に提出する法律を制定したりするなど、真剣に児童搾取に向き合っている。

②児童搾取や性的搾取を根絶するため、各国に対して ILO 第 138 号条約の批准を強く呼びかける批准国はこの条約がどの程度国内で実行されているか、また児童婚を含む児童労働や搾取の現状について 3 年に 1 度 UNICEF へ報告書を提出することを義務づける。UNICEF は各国から提出された報告書をもとに特に支援が必要な国をリストアップ・認定する。認定された国に対して先進国が中心となり、金銭的支援や制度整備のための支援を行う仕組みを構築する。また、児童搾取や性的搾取を未然に防ぐため、ILO が専門家を各国へ派遣し子ども・保護者・地域社会に向けた啓発教育や職業訓練支援を進める。児童婚は文化や慣習が背景にある場合も多いため、すでに児童婚が行われてしまつた場合 UNICEF が金銭的支援や教育・医療面でのサポートを行う。

さらに、近年深刻化しているオンライン上の性的搾取を防止するため、SNS やメッセージアプリを運営する各企業に対し、性的搾取につながる可能性のある関係語が送信された場合、自動的に「#」などの伏せ字で表示される機能の導入を義務づける。児童の人身取引に対して被害者保護と再発防止を目的とした金銭的支援や社会復帰支援を行い、国際社会全体で連携して問題解決に取り組む。

### Chad

チャド国においての児童労働の現状は極めて重大なものである。2019年における児童労働の割合は約 39%と世界的に見てとても高い数値といえる。この現状を引き起こす主な原因としては、貧困、教育機会の欠如などが挙げられる。主な原因の貧困対策としての社会的保護、質の高い教育へのアクセス改善、企業の説明責任強化などが求められている。健康や安全を脅かす「最悪の形態の児童労働」も多く、ユニセフ (UNICEF) や国際労働機関 (ILO) などが国際的な連携で撲滅を目指して活動しているが、状況改善に向けては更なる活動が要求されている。国際 NGO プラン・インターナショナルでは、貧困でなく子どもに焦点を当て、子どもの保護や教育支援を行うためのニーズ調査を実施し、また支援開始に向けた準備を行っている。以上で述べた通り今現在数多くの NGO がチャド国に対する児童労働問題について解決に向け活動しているが、改善の余地は見えていない。チャドの児童労働を減らすためには、主に「貧困の緩和」「教育へのアクセス改善」「法制度の整備と運用強化」、そして「地域社会への意識改革」や「紛争・治安への対応」といった対策が組み合わされて進められていると考えられている。貧困が深刻な家庭では、子どもが働かないと生活できない状況に陥りやすいため、現金給付や食糧支援、親への職業訓練や生計向上支援などを通じて、家計が子どもの労働に依存しなくとも成り立つようになることが重要な柱になっている。同時に、学校そのものが少なかったり遠かったり、教師や教材が足りなかったりするため、学校建設や教員育成、教材支援によって「通いたくても通えない」状態を減らす取り組みが行われている。こうした物理的な整備に加え、「子どもは働くより学ぶべきだ」という意識を広める就学キャンペーンや啓発活動も、児童労働を減らすうえで大切な要素とされている。また、チャドには児童労働に関する法律があるものの、実際には十分に守られていないという指摘が多いため、労働の最低年齢や危険な仕事の禁止を国際基準に近づける法改正や、労働監督官の育成、取り締まり体制の強化などを通じて「あるだけで機能していない法律」を実効性のあるものにしていくことが求められている。特に農村部では、子どもを早くから働かせることが「当たり前」と受け止められているため、村のリーダーや宗教指導者と協力しながら、危険な児童労働と家の手伝いとの違いを住民に理解してもらうようなコミュニティレベルの啓発も重視されている。さらに、チャドでは紛争や治安の不安定さのために学校が機能していない地域が多く、子どもが武装勢力に取り込まれたり、避難生活の中で過酷な労働に従事したりするリスクがある。そのため、紛争地域では仮設教室の設置や心理社会的支援、難民・国内避難民キャンプでの教育プログラムなどを通じて、子どもを保護しながら学びの場を維持することが、児童労働の「最悪の (字数オーバーのため削除)

### China

①中国は児童労働・児童婚・子どもの人身取引・性的搾取の全てにおいて、国際的に危険度が高い国として認識されている。現在の中国は Maplecroft の児童労働指数で「極めて高リスク」に分類されている。児童婚の割合は 2.8%であり、世界平均より低いものの看過できない。これらの発生率は各地域の発展レベルと相関があり、貧困層や農業の多い西部地域で多くみられる。人身取引は国内が中心だが、東南アジアなどとの越境人身取引も確認され、児童婚や児童労働に繋がっている。

重大な問題として、中国政府が児童労働や人身売買に関する公式統計を、長年国際機関に報告していないことが挙げられる。背景には関連する国内法と国際法の内容にギャップがあることや、広大な国土を調査するための予算不足がある。

また、中国では人身取引や搾取目的の拉致を、家庭内虐待等の犯罪と混同して扱う傾向があり、法的禁止はなされているが、子どもの権利を守る政策は十分に機能していない。

②

中国では児童労働・児童婚・子どもの人身取引・性的搾取が深刻であるが、調査費用の不足や国土の広さから公式統計が不十分であり、実態が国際社会に共有されていない。米国国務省の人身取引報告書で、中国は「Tier3」に分類され、国際社会の監視と支援を通じた対策が急務である。そこで、以下の二つの政策を提案する。

第一に、中国国内の児童労働、人身取引の実態を明らかにするため、国連が独立した調査員を派遣し、客観的データを収集・公表する制度を設けることを提案する。調査費用は国際基金で支援し、透明性を確保することで、政策の改善状況を国際社会が正しく評価できるようにする。公表データの用途としては、たとえば、国際的な企業開示基準に盛り込むことを働きかけて、サプライチェーンにおける児童労働等の問題の抑止を図るなどが挙げられる。

第二に、越境による子どもの人身取引を防止するため、ミャンマー、ベトナム、ラオスなどの周辺諸国間で協力関係を築き、情報共有と合同捜査を行うことを提案する。一方で、内戦等により国交関係を結ぶことが困難になっている国が存在することや、山岳地帯や密林にまたがる国境線の存在により、監視や取り締まりにかかる高いコストを十分に調達できないといった問題点も想定される。そのため、国連の委員会設立を提案する。資金面・技術面での支援や、条約等の制定の仲介としたい。また、保護された子どもが再び被害にあうことを防ぐため、国際機関が教育・自立を支援する仕組みを作ることを提案する。さらに、国際機関に従事する高い教育水準と倫理感を持つエージェントを各国から増員し、適切に配置していく長期的政策も併せて提案する。

これらの政策により、中国国内での子どもの権利保護に対する国際的な監視と圧力が強化され、地域格差や貧困、文化的要因による児童搾取の根本的な改善につながると考える。

## Ethiopia

①

エチオピアは子どもの権利条約を批准し、国内でも国家子ども政策や行動計画を整備してきた一方で、近年の武力紛争、干ばつ、経済・人道危機で子どもたちの保護システムが深刻に圧迫されている。2015年に UNICEF が発表したデータによると、エチオピアの児童労働率は男子が 51%、女子が 39%で国全体では 45%と世界最悪である。国や国際機関、NGO が人道支援、子ども支援のための制度整備を続けているものの、資金不足やアクセス制約、出生登録の低さ、学校中断、栄養不良や児童婚・暴力への対処は未だ主要な課題として挙げられる。近年は国家レベルで子ども向けの戦略を整え、2017 年の National Child Policy や、国の「National Plan of Action for Children(2019–2024 版など)」といった行動計画が作られている。これらは保健・教育・保護を横断する枠組みとして位置づけられている。子ども保護や女性・若者担当の省庁(Women and Social Affairs 関連の組織)が政策調整やモニタリングを担っている。政府は保護制度の強化や出生登録、GBV(性暴力)対策などを進める文書やガイドラインを出している。国内 NGO、NPO や、多数の地域団体がコミュニティベースの予防・支援を行っている。2025 年には、政府(Women and Social Affairs)と UNICEF・Child Fund 等が協力して、オンライン上の児童性的搾取防止に関する指針や研修マニュアルを公表している。

②

エチオピアは、3つの政策を提案する。前提として、エチオピアは発展途上国であり、先進国からの支援が必要である。

政策の1つ目は、出生登録とID整備のための技術支援である。エチオピアは、2023年から2024年にかけて世界平均の約3倍にあたる年率2.52%という高い人口増加率を示しているが、出生登録制度が整っておらず、行政が子どもを守ることに限界がある。そこで、先進国からの出生登録とID整備の支援を求める。具体的には、モバイル出生登録ユニット、デジタル登録システム導入、役所の能力構築の3点の支援を望んでいる。出生証明がないと教育・保健サービスにアクセスできない子どもが生まれるために、迅速な登録強化が重要である。

2つ目は、男女平等・FGMの危険性の教育支援である。エチオピアでは児童売春性的搾取が大きな問題になっている。具体的には、男女平等・FGMの危険性を教える教科書の作成を求める。

3つ目は、ソーシャルワーカーの派遣である。現在ユネセフはソーシャルワーカーの育成と派遣を支援している。ソーシャルワーカーとは、コミュニティが結束し、児童婚などの有害な慣行を防ぐための貴重な役割を担う存在である。

### France

フランス共和国の今議題に対する現状は、オンライン・オフライン問わずデジタル環境の進化に対応した、「世界で最も厳格な規制と保護」を実践しているという状況です。

児童労働に対しては、地下経済に対しても厳しい取り締まりが行われています。

子どもへの性的搾取に対しては、フランスは「子どもに真の同意能力はない」という原則を法的に確立しています。フランスでは15歳未満の子どもに対する性行為は、合意の有無に関わらず、禁止されており、デジタル空間においても SREN 法によって SNS 規制が行われています。また、被害者支援の取り組みも進んでいて、世界トップレベルの対策が行われていると言えます。

また、子どもへの搾取を世界中から撲滅するために、フランス共和国は1つの政策を提案します。それは、「オンライン上の性的搾取について、国際的な連携をとって対峙すること」です。近年、急速に AI 生成技術が発展していることにより、セクストーションが急増しており、世界的なオンラインプラットフォームに対し、虐待コンテンツの検知・報告・削除を法的に義務付け、違反には厳格な制裁金を課す政治的合意が不可欠であると考えます。

また、現在フランスでは、EU 諸国などと積極的に連携して、2025年5月にオンライン上のネットワークに関して家宅捜索を行い、法令違反者を逮捕するなど、着実にオンライン上の性的犯罪の取り締まりに関する成果を上げることができます。我が国はこの連携の輪を世界中に広げていくべきだと考えています。現在、世界各地でオンライン上のネットワークを利用した犯罪が頻発しており、世界中で連携をとって性的搾取の撲滅にあたることで、子どもを搾取から守り、子どもの権利を尊重することができると言えています。この問題の解決には、世界全体で連携することがとても大切です。

(削除)

### Ghana

ガーナでは深刻な子どもの権利の侵害が続いている。児童婚は2014年に開始した国家プロジェクトの効果もあり減少傾向にあるものの、女子は約20%が18歳以下で結婚させられています。これが一つの要因となって、子どもの性的搾取も発生している状況です。更に、女子はトロコシと呼ばれる慣習により神殿奉仕を余儀なくされ、自由権を

奪われることもあります。児童労働はガーナにおいて特に深刻な問題です。農林水産業、特にカカオの生産現場で顕著で、危険な労働も報告されています。農場では子どもの人身取引も発生しています。児童労働撤廃に向けた国家計画や、それに基づくガイドラインの策定などを行った効果もあり、児童労働の数は減少したものの、SDGs8.7に定められた目標には遠く及ばない状況です。これらの現状の根本的な原因は、貧困とそれによって教育を受けられていない子どもが多く存在することにあります。ガーナは低中所得国であり、経済的に恵まれているわけではありません。それゆえ、国内でも特に貧困率の高い農村部の状況は更に深刻です。インフラ整備の進捗も地域によって異なります。直近10年間で積極的な政策策定を行い、全体として状況は改善しつつありますがまだ十分とは言えません。更なる法整備や国際機関と協力した実態調査を進め、子どもの権利が守られる社会の実現を目指していきたいと考えています。私たちは、質の高い教育によって子どもが将来貧困に苦しまないようにすることが子どもの権利を守るために重要な役割を果たすと考えています。しかし、ガーナのように教育機関の整備が不十分であるなどの理由で就学率の低い国が世界には存在します。このまま私たちのような国だけの力では、教育環境の整備には時間がかかり、児童婚や児童労働の撲滅にも甚大な影響が及ぶと考えられます。既に数々の支援を行っていただいているが、UNICEFなどを通じた先進国の方々からの更なる支援についても議論できればと思います。また、近年急速にデジタル化が進んでいますが、日々の技術の発展に法整備などが追いついておらず、デジタル環境における子どもの権利保護についての議論はまだ十分ではないと考えられます。インターネット上では子どものいじめ、オンライン性的搾取など様々な問題が発生しており、ガーナもその件数の増加を懸念しています。これは各国の経済的状況などに関わらず、多くの国が直面していく課題だと考えられます。この会議で、これから先も変化していくであろうデジタル環境にその都度対応できるような議論の場を設けることや、現段階で国際社会がデジタル環境でどのように子どもの権利を守るべきかの方針を定めることについての議論ができればと思います。

### **Guatemala**

①我が国では、深刻な貧困と根強いジェンダー不平等を背景に、児童の権利侵害が広範に発生している。7~14歳の子どもの約50万7千人が就労しており、多くが農業などの過酷な労働に従事し、学校に通う機会を失っている。この状況は、教育を通じた貧困脱却を困難にし、貧困の世代間連鎖を固定化させている。加えて、児童婚の問題も深刻で、18歳未満で結婚する子どもは約35%に上る。女性を男性よりも劣位に置く社会的価値観や、経済的困窮によって家庭が早期婚を選択せざるを得ない現実がある。さらに、児童の人身取引や性的搾取も後を絶たず、被害者の約60%が子どもである。家庭内での性的暴力も報告されており、極度の貧困が子どもを脆弱な立場に追い込んでいる。こうした課題に対し、就学を条件とした貧困家庭への支援、児童婚や人身取引に対する法執行の強化、被害児童への包括的かつ心理的な支援を、国際社会と連携して進める必要がある。

②これらを解決するため、我が国は以下の2つの政策を提案する。第一に、法制度、司法の強化政策を行う。現状、児童労働や性的搾取、人身取引は通報体制や関係機関間の情報共有が不十分なため潜在化しやすく、早期発見や被害児童の保護、加害者の摘発を困難にしている。児童婚、児童買春、人身取引に対する刑罰および量刑を明確化することで、被害件数の減少を図る。加えて、児童保護を専門とする検察官や裁判官の育成に力を注ぐことで、子どもの立場や権利を守り、被害児童の保護にもつながる。これらは違法行為の抑止にもなるため、各国で取り組む枠組みを形成すべきである。また、被害の早期発見を可能とするため、学校や医療機関、地域社会と連携した匿名通報制度を整備し、関係機関間の情報共有を強化する。第二に、教育アクセス拡大と就学維持政策、

累進課税を引き上げることを促進する。児童婚や児童労働の根本的要因である貧困、教育機会不足解消のため、義務教育期間中の授業料、教材費、給食の無償化のほか、立場の弱い女児の就学および就学継続を条件とした条件付き現金給付制度を盛り込む。これらの教育制度を整えることで子どもの未就学率改善に努めるほか、子どもが就学することによって将来安定した仕事に就職することが可能なことから資金の貯金によって自身もゆとりのある生活につながる。また、教育不足による資金不足から来ていた貧困の連鎖を断ち切り、世代間の貧困を解消できる。これらの政策を実現するため、累進課税の引き上げを行う。現状として、年間課税所得が300,000 グアテマラ・ケツアル (GTQ)まで5%、300,000GTQを超える部分は7%+固定額 15,000 となっている。これを80,000GTQまで2%、80,000GTQを超える部分は10%、500,000GTQを超える部分は15%に引き上げることで、税収を増やしつつ格差を是正することができる。

### Hungary

- ①ハンガリーは国連の「子どもの権利条約」を批准し、法律上は子どもの安全や福祉を守る制度を整えており、近年は、児童への性的虐待に対する厳罰化や時効撤廃など、「子ども保護」を掲げた法改正も進められているが、実態面では多くの課題が残っていて、例えば国営の児童保護施設や少年矯正施設において、虐待や不適切な扱いが長期間見過ごされてきた事例が明らかになって、監督体制や透明性の不足が問題となっている。また、福祉分野では人員や資金が不足していることにより、里親制度や家庭への予防的支援が十分に機能していないことがわかる。それらの結果として、貧困を理由に家庭から引き離される子どもたちが沢山いる。また、「子どもの保護」を名目に多様性に関わる教育や表現が制限され、差別や意見表明権への影響が国際的に懸念されているという問題がある。
- ②ハンガリーで子どもの権利を守るために対策案として、社会全体で子どもを支える組織を強化することが重要だと考える。まず、家庭環境への支援を充実させるべきである。経済的に困難な家庭や孤立しやすい家庭に対し、定期的な相談や訪問支援を行うことで、虐待やネグレクトを未然に防ぐことができる。次に、学校の役割をさらに高める対策が必要である。学校は子どもが長時間過ごす場であるため、教員が子どもの小さな変化に気づけるよう研修を行い、いじめや差別の早期対応を可能にする体制を整える。また、子どもが安心して悩みを話せる第三者相談窓口を学校内外に設置することも有効である。さらに、子どもの意見を社会に反映させる組織づくりも重要である。自治体レベルで子ども会議を開き、教育や地域づくりについて意見を述べる機会を保障することで、意見表明権への理解が深まる。加えて、インターネット上の権利侵害への対策として、情報モラル教育を強化し、子ども自身が自分を守る力を身につけることも必要だ。これらの対策を組み合わせることで、子どもが安心して成長できる社会を実現できると考える。

### India

インドは人口世界一の経済大国として成長を続ける一方、貧富の格差・インフレ・治安・医療体制の課題など複雑な社会・経済状況に直面している。児童労働に関しては最も深刻な国だとされており、学校に通っていない子供の数や、貧困家庭の数から推測すると労働に従事する子供の数は、1100万人とも1億人以上とも言われている。児童労働の原因には極度の貧困や識字率の低さ、教育機会の欠如、伝統や文化規範などがあり、貧困に苦しむ世帯ほど収入を得る能力が十分にないことも原因となっている。貧困と負債が深刻で大人の失業率が高いために、子供が働きに出ざるを得ない状況となっている。インドでは先進国への輸出向け絨毯が生産されており、コストを下げるために児童

労働に頼っており、その生産方式は規制をかけることが難しい。また、貧しい家庭は毎日の支出を賄うために、借金に頼っている。この種の借金は手数料や返済コストが非常に高いため、返済のために子どもを働かせることが伴うことが多くなる。

インドでは児童婚も問題となっている。インド政府は1926年に児童婚を禁止したが、20~24歳の女性の23%の18歳以前に結婚しており、児童婚の割合が最も高い国の一である。インドにおける児童婚は伝統や信仰を元となったものもあり、宗教的な問題も含まれ、国際社会が干渉しづらいのが現状である。インドの貧困家庭では、生活費を稼ぐために結婚する場合もある。インドでは花嫁から花婿へ現金・資産（ダウリー）を渡す文化があり、インド政府は1961年に禁止したが、未だ残っている。ダウリーは年齢を重ねるごとに現金や資産の額が増えることも児童婚の増加に繋がっている。児童婚によって身近な人による性的搾取・性暴力も起きている。

インドでは売春や人身取引も問題となっている。ビザやパスポートがなくても国境を通過することができる北部の地域では、ネパールやバングラデシュなどから来た児童たちがインド国内や中東へと売られていく。母国で生活環境が悪化していく中で、子どもがより良い環境で生活ができるのを親に期待させ子どもを手放すように説得したり、家族の家計を支えるためと言ったりしてインドへ売られている。しかし、期待とは裏腹に多くの子どもが強制労働などの過酷な環境に置かれている。取引業者が罰せられることはほとんどない。警察も裁判所も十分に機能していないうえに司法に穴が多くすぎるからだ。

商品を輸入する国や企業が児童労働を防ぐシステムを整え、国や企業が劣悪な労働環境を見逃す、容認するなどをしていないかを管理する監査委員会を作ることを提案する。児童一人ひとりに教育を受けさせる支援を求める。低金利で借金ができ、計画的に借金を返すために子どもの親たちに仕事を提供することができるシステムを作ることを提案する。国際的な国境管理の団体を作ることを求める。

## Indonesia

現在、インドネシアは経済的な発展を続けているが、2024年のデータによると人口の9%が生活に必要な最低限の収入や消費水準に達していない。そのため家族を養うことが優先され、2023年のデータによると約100万人の子どもが働いている。また2017年のデータより、18歳までに結婚している女性は16.3%も存在し、性的搾取を目的とする人身取引の被害を受けている子供も8万人いるという状況だ。

自国が抱える主な課題は貧困である。貧困のため子どもが働くを得ず、十分な教育を受けられないまま大人になり、安定した仕事に就けず、次世代も同じ状況に陥るという連鎖が続いている。それに対応するため、教育・労働環境の整備を提案する。具体的には、教師の育成と派遣、教科書や学用品の提供、学校施設の建設や整備、安全で安定した労働環境の創出を行うための支援を求める。それらが整えば、子どもたちは読み書きや計算などの基礎的な知識を身につけ、将来的により良い仕事に就き、貧困の連鎖から抜け出すことができる。そして、健康に害するような労働が減少して、安全で安定した労働環境の普及に大きく繋がると考えている。

更に、子どもをあらゆる搾取から守るための対策として、法規制を強化し、国際的な取り締まりのネットワークを作ることを提案する。例えば、子どもの人身取引や児童買春に対する規制を強め、それらの国際法への違反がないか、監視・取り締りを行う必要があると考えている。

自国で子どもの搾取が続くもう一つの原因是文化的背景だ。インドネシアには協調性を重んじる文化があり、家族に忠実であることが求められるため、「家族のため」という理由で労働・搾取を強いられている子どもも多い。また、自国はイスラム圏の中では女性の権利に寛容だが、若いうちに結婚して家に尽くすという風潮が残っている。このような文化の見えない圧力は子どもが自分の意見・権利を主張しづらい理由になつ

ているが、すぐに変えることは難しい。そのためインドネシアは、子どもたちが安心して声をあげられる環境を整えることが重要と考えている。具体的には、2002年に行われた国連子どものための特別総会に倣い、世界の子どもたちが直接参加できる会議を5年ごとに開催することを提案したい。そして子どもだけでなく、大人も含めた世界全体での意識改革も重要である。子どもの権利や教育の重要性、子どもに対する搾取の現状について、主に親世代に向けてインター ネットを用いて広く世界に発信し、大人と子どもの意識の一致を目標とする取り組みを行いたいと思う。これらの政策を踏まえて法律の抜け道を防ぎ、すべての子どもが安全、そして安心に生きれる社会を目指したい。

### Iran

iranは子どもの人権侵害が深刻である。まずは児童労働についてだ。法律では15歳未満の子供の雇用は基本的に禁じられているが、農業や一部の小企業に関しては12歳からの児童就労を認めている。政府は児童労働に関する法律を十分に監視、執行していないため、ごみ収集、煉瓦窯などの有害な状況下で、防護服も着用せず、非常な低賃金で雇用されている子どもが多く、絨毯や煉瓦の製造に利用されている。次に児童婚についてだ。法定結婚年齢は13歳だが、裁判所、及び親の許可があれば9歳で結婚可能となっている。また、児童保護法は児童婚を犯罪と定めなかった。次は児童買春・性的搾取についてだ。合意の上での性行為が許される法定年齢は結婚の場合と同じであり、婚外性交渉は違法である。しかし、子供の性的搾取に関する具体的な法律が制定されていない。公務員の中でも「子供は性的搾取の対象である」という考え方が広まっている。最後に児童の人身取引についてだ。iranは人身取引の中継地であり目的国でもある。iran政府は人身売買をなくすための最低基準に完全には適合していない、またそうするための重要な活動を行っていない。そこで、我が国の政策提言として主に2つ提案したいと思う。1つ目は“地域横断・子ども保護法律改定会”的設立提案だ。iran・アフガニスタン・パキスタンなど、中東・中央アジアでは紛争・貧困・移民が原因で子どもの搾取が起きやすい。そこで、国連・周辺国・各国の専門家などの合同チームを立ち上げ、人身取引・児童労働・強制移動への対策を“国境横断”で共有する仕組みを作りたいと考える。前述の通りiranは子どもの人権に関する法律が整っていないため、周辺国も、その国だけでは対応できない問題を共有できる場としたい。については、iran周辺国大使の皆様の協力・参加を要求する。場所はあえて特定せず、年ごとに変えることで、より各国の現状を知れるようにしたい。2つ目はデジタル端末や現地を用いた「外国語が話せなくても使える」国際子どもSOSホットラインの普及提案だ。iranのデジタル端末普及率は163%と高い。そこで、そのデジタル端末を利用して、絵文字などのアイコンや、ボタン一つで相談センターに繋がるものを作りたいと考える。しかし、iranの子ども全員が端末を持っているわけではないため、各地域に相談センターを設置し、誰でも気軽に相談できるような場所にしたい。おそらく、今のiranの状況では、相談できるような子どもたちは少ないと考えられるため、相談センターで働く人を増やし、まずは現状の調査などから始めたい。については、相談センター設立に当たり、今までにそのような取り組みを行っている国、iranと同じような状況にある国などの協力を要求する。我が国、iranはこの議題に関して物資などを提供することが難しい国であるため、大使の皆様の協力が必要不可欠である。

### Iraq

①

長年の武力戦争や治安の不安定化、経済停滞が続き、児童労働は深刻な社会問題となっている。法制度上、15歳未満の就労が禁止、子どもの権利条約やILO関連条約に批准されているのにも関わらず、5歳から14歳までの子どもの5%ものが児童労働に従事

している。また難民や、貧困層にとって子どもは重要な家庭を支える労働力として扱われ、教育の機会を逃す現状は看過できない。

自国では国際労働機関と協力をし、ディーセント・ワーク国別計画のキャンペーンを実施し児童労働の撲滅を目指す。児童労働は単なる家庭や経済の問題だけでなく、紛争や人権保障においての中核の課題だ。

また、児童婚や児童売春、性的搾取においても戦争や経済状況により依然として深刻な問題であると言える。結婚の最低年齢は18歳とされているものの、保護者の同意および裁判所による許可による例外規定が存在する。結婚や性的搾取を強いられた女性は教育の機会を奪われ性的虐待や早期妊娠による健康被害を受けやすくなったり、自立が難しくなることが予想される。だが、名誉の殺人が起こっていることも事実で、宗教的な面や慣習がある課題は残るままである。

②

子どもが労働に従事することのない社会を実現するために、児童労働監視システムを設置し、報告書の提出を義務づける。企業や下請け会社を含む全体における国の児童労働の実態を把握することが可能になり、人権侵害が確認された場合、公表する義務を設け、企業の社会的責任と透明性を高める。

加えて、十分な教育を受けられる環境を整えるため、奨学金の拡充や初等教育の無償化、教育へのアクセス改善を進め、義務教育の延長や設備などの学校環境の改善を行う。さらに教育を受けることの重要性について保護者や地域社会の理解を深めるための啓発活動を実施し、児童労働を未然に防ぐ社会的意識の向上を図る。

そして、すべての人が健康で最低限度の生活を営むことができるよう、貧困家庭への援助や保護などを確立し、資金、物資、技術などの支援を行うことで、経済的理由から子どもが労働を強いられる状況の解消を目指す。

また、性的搾取や児童買春の標的となった子どもを犯罪者として扱うのではなく、被害者として支援の対象とすることを明確にする。

児童労働によって生産された商品は安価である事が多く、消費者はそれが児童労働と関連があることを知らずに商品を購入してしまう。しかし結果として商品を買って児童労働を支えてしまっている消費者にも一定の責任があると考えられる。フェアトレード商品は価格が上がりやすく、消費者に選ばれにくい。そこで、フェアトレード基金を設立し、フェアトレード認証を受けた商品は価格補助を受けられたり、基金で集められた資金は教育機関や児童労働防止、教育を受けることを条件とした貧困家庭の保護のため使用される。

**Japan**

日本では、1994年に児童の権利に関する条約を批准し、2022年にはこども基本法を制定するなど、子どもの権利を保障するための法的枠組みを整備してきました。これにより、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を基本理念とし、子どもを社会全体で支える姿勢が示されています。しかし、制度が整備されている一方で、その理念が十分に行き渡っているとは言えません。実際には、児童虐待やいじめといった問題が依然として存在し、家庭や教育現場における子どもの安全が脅かされています。また、インターネットやSNSの普及に伴い、誹謗中傷や性的被害など新たなリスクも拡大しています。さらに、子どもの声が政策や学校運営に十分に反映されていないという指摘もあり、「参加する権利」の実質的な保障には課題が残っています。

以上を踏まえ、自国はこども権利侵害の解決に向け、論点を①貧困解消、②オンライン規制および法制度・社会基盤の構築、③教育・医療など行政サービスへのアクセス改善の三点に分類します。これらは相互に関連しており、包括的な対応が必要です。

まず①では、貧困が権利侵害の背景要因となっている点を重視し、社会保障の拡充や保護者の就労支援などを通じて家庭の生活基盤を安定させることで、児童虐待や不適切な養育環境の予防につなげます。

②では、国境を越えた児童の性的搾取などのリスク拡大を踏まえ、プラットフォーム事業者への監督強化や国際的な情報共有を進めるとともに、子どもや保護者へのデジタル・リテラシー教育を充実させます。

③では、家庭の孤立や経済的困難などにより行政支援につながりにくい子どもの存在を問題とし、手続きの簡素化や学校・医療・福祉機関が連携した支援体制を強化することで、すべての子どもが確実に保護される社会の実現を目指します。

### Laos

①わが国ラオスは、ASEANに加盟する東南アジアの内陸国で、人口は約770万人、そのうち子どもは約230万人で全体の約3割を占めます。産業面では第一次産業が発達しており、米や野菜、ゴムの生産が盛んです。一方、第三次産業では観光業や水力発電による電力輸出が成長しており、年間400万人以上の観光客が訪れるほか、サービス業は国の収入の約45%を占めています。しかし、国内では乳児死亡率が高く、児童労働や売春目的の訪問者の増加といった問題も見られます。こうした背景には、貧困や経済格差が大きく関わっています。貧困問題は、約50の民族が共存する多文化国家としての豊かさの裏にあります。それは言語や文化の違いが、高い質の教育を受けにくく識字率の低下や十分な教育を受けないまま就労せざるを得ない状況を生んでいるためです。また経済格差は、都市部と農村部で経済成長の恩恵が均等に行き渡らず、地域間で収入差が広がることによって生じています。

②子どもたちの権利を守るため、四つの政策を提案します。

一つ目は、我が国の水力発電の電力の一部を提供する代わりに国外からの金銭的支援を受けることです。これにより子どもたちの教育や生活環境を改善するための資金を確保します。またこの資金は学校施設の整備、教材や学用品の提供、栄養補助プログラムなどに活用し、地方の貧困地域に住む子どもたちへの支援を行います。

二つ目は、児童労働や売春など子どもを危険な労働や犯罪に巻き込む行為を禁止するより厳しい法を制定することです。特に、外国人観光客による児童売春が横行する現状を踏まえ、他国にも法の強化や監視の徹底を求めます。これは子ども権利を国際的に守る体制を構築するために不可欠です。また、義務教育の充実や地域社会・家庭への啓発活動も進めます。

三つ目は、教育や医療、栄養、保健など子どもに関わる支援を公平に行き渡らせることです。行政の責任を明確化し、支援の実施状況を監視・評価するとともに、地方自治体や地域コミュニティと連携して、地域ごとの課題に応じた支援を展開します。特に、農村部の子どもたちは教育や医療へのアクセスが限られており、都市部の子どもたちに比べて十分な環境を得にくいため、農村部の子どもが優先的に支援を受けられる仕組みを整えることが重要です。また、低所得世帯や少数言語話者など、都市部でも支援が必要な子どもが公平にサービスを受けられるよう配慮します。これにより、地域間や言語、家庭環境による格差を縮小します。

四つ目は、国際的な協力を活用することです。他国の事例や技術、資金を取り入れることで、教育環境や医療体制の改善を効果的に進めます。これにより、貧困や経済格差によって脅かされる子どもたちの生活や学習の機会を守り、安全で学びやすい環境を整えます。

以上、四つの政策を組み合わせ、子どもたちが安全に学び、健やかに成長できる社会を実現します。

### Mexico

メキシコでは、児童労働と児童の性的搾取が深刻な課題となっている。全国調査によれば、5~17歳の子どものうち約11.5%にあたる約300万人の子どもが農業や都市の非正規労働に従事していて、その背景には貧困と教育格差がある。働く子どもは学習機会を失い、低賃金労働に固定されるだけでなく、犯罪組織に巻き込まれる危険にもさらされている。さらに、観光地や国境地域では児童買春や人身取引による性的搾取が広がり、カルテルが移民や貧困家庭の子どもを標的にする事例も報告されている。また児童ポルノの流通も拡大し、国際的な監視対象となっている。課題としては教育不足、貧困の再生産、犯罪組織の影響、そして観光業や移民問題に絡む性的搾取があげられる。

このような現状を踏まえメキシコは、以下三つの政策を提案する。

第一に、国際的な捜査協力の強化である。人身取引は国境を越えて行われることが多く、単独の国家では十分に対処できない。よって、各国の警察機関および司法機関が被疑者情報、摘発事例、人身取引組織の動向をリアルタイムで共有できる国際ネットワークを国連の下で構築することを求める。この枠組みはICPO（国際刑事警察機構）やUNODC（国連薬物犯罪事務所）と連携し、共同捜査チームの設置や捜査官向けの国際研修を含むものである。これにより、国境を越える児童搾取犯罪への対応能力を大幅に向上させることができると考える。

第二に、産業発展と南北連携による経済基盤の強化である。児童搾取の根本要因である貧困を解消するため、メキシコ南部に自動車産業や航空機産業などの製造拠点を整備し、南米諸国への輸送ルートを確立することを提案する。これにより、南北アメリカ全体が一体となったサプライチェーンを形成し、地域全体の経済発展を促進する。また、デジタル産業においては北米企業の技術者を派遣し、若者が働きながら技能を習得できる研修制度を整備する。さらに、アグリビジネス分野では北部の農業技術者を南部へ派遣し、貧困層が安定した収入を得られる生産体制を構築する。

第三に、被害者保護のための国際的枠組みの強化である。国連の下で統一された保護制度を整備し、各地域に国際基準を満たしたシェルターを増設することで、現在約2万人分の収容能力を2028年までに5万人へ拡大することを提案する。これらの施設では、心理的ケア、教育支援、医療、法的支援を包括的に提供し、被害児童の社会復帰を支援する。また、国境を越えて移動する被害児童を迅速に保護するための国際的な対応指針を整備するとよいと考える。

### Netherlands

オランダは世界の子供の幸福度ランキングにおいて長年上位をキープするなど「世界一子供にやさしい国」としても知られ、その他にも児童労働問題解決にも力を注ぎ、児童労働注意義務法を施行する

ことでオランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全ての企業に対して、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、児童労働を防止するために当該企業が適切なレベルのサプライチェーンにおけるデューディリジェンスを行ったことを示す表明文の提出を義務付けている。その一方で世界ではあまりサプライチェーン上の児童労働問題の把握がされておらず、把握はされているものの、何も解決するため措置が取られていないという現状がある。そこで各国の企業に対しての厳罰化することを提案する

### New Zealand

①

ニュージーランドでは児童労働は非常に少なく、一律の最低就労年齢はないが、18歳未満の人は労働時間に制限が課せられ最低賃金レートも個別に定められている。また、国内では「現代の奴隸制」を根絶のための法律が議論され、法整備が進められている。児童婚は非常に少なく、婚姻開始年齢は男女ともに16歳以上と定められている。しかし、「未成年者立法法」により18歳未満の未成年者が結婚する場合は、両親と家庭裁判所の同意が必要である。

児童買春や子どもに対する性的搾取は法律で厳しく禁止されている。特にオンライン上で深刻な問題となっており、2024年のデジタル児童搾取透明性レポートによると、児童の性的搾取・虐待資料へのアクセス試行が100万件以上がブロックされ、また、警察や内務省などへ16,223件の通報が寄せられている。一方で、公式に確認されている児童の人身取引の件数は少ないが、潜在的被害の存在が確認されている。

②

私たちは以下の4つの政策を提案する。

一つ目の提案は、子どもの搾取が深刻な国々に子どもコミッショナー制度の導入を求めることがある。子どもコミッショナーは子どもの声を代弁し、権利保護のために法制度の改善を政府に提言する機関である。国連も全ての批准国に設置を求めている。NZでは制度導入後、子どもの意見が政策に反映され、国民の理解が広がった結果、子どもたちのウェルビーイング向上に繋がった。私たちは、この制度が搾取に苦しむ子どもたちと政府を繋ぎ、権利保護の法整備を促進すると考える。

二つ目の提案は、NZの持続可能な農業、畜産業の技術を提供することである。NZは、農林水産業がGDPの5%を占める農業国である。しかし、農地の多くは牧畜・酪農用地として使用され、農耕地は広くない。そのため、スマート農業を導入し生産性の向上を図っている。また、農業ロボットの開発も進められている。世界の児童労働の約7割が農業に集中していることから、NZがこれらの技術を支援することで途上国の農業生産性を向上させ、生産者の負担軽減と児童労働削減に繋がると考える。

三つ目の提案は、デジタル空間での保護強化である。前述の通り、オンライン上の児童搾取が深刻化している。そのため、政府とIT企業が協力し、監視技術やブロック制度をさらに高度化する必要がある。具体的にはAI（人工知能）を活用した監視システムや、VPN（仮想プライベートネットワーク）等を利用したブロッキング回避手段への対策の導入である。また、このような技術的側面だけでなく、社会的側面として国民への意識啓発も必要である。四つ目の提案は、それぞれの家庭・地域への支援拡充である。貧困や家庭内問題等の背景が、搾取のリスクを高めることから、経済的支援や定期的な保護者・子供へのカウンセリングを実施する必要がある。主に支援が届きにくい家庭を対象に地域ベースの福祉サービスを強化すべきだと考える。

### Nigeria

①

ナイジェリアでは子供の社会的立場は低く、労働や戦争に多くの子供が動員されてい

る。また、人身売買や売春などの強制労働の被害も受けている。出生登録率が低く、出生登録されていない児童も多く、その子どもの多くが強制労働の被害に遭っており、保護が難しい。これらの問題を制限する法律もいくつかは存在するが、それに従っている州が少なく法律に実効性があるとは言えない。そして子どもの権利条約にて制定された9年間の義務教育もすべての州が従っていない影響で実施されていない。そのため条約にも拘束力があるとは言い切れない。また、ナイジェリアは貧困国でありそうした貧困が児童への教育の不足や児童労働、児童婚の原因となっている。教育の重要性を理解していないことからの教育の不足によりまた貧困から抜け出せないという悪循環に陥っている。児童買春においては国内だけでなく、先進国でも需要があるためなくならない。一方で、国際社会がその取引ルートの取締を強化した影響で、取引組織の摘発がより困難になってしまった。

②

自国内では、政府、特に州政の整備を進め、既存の法律及び新規の法律の法的拘束力を強化する。政府や自国の社会内での児童搾取や教育についての負のサイクルが続いているため、自国だけでこの問題を解決するのは困難であり、政府の仕組み等を整備するときは国際機関や団体などの第三者の介入を求める。

また、児童に教育を受けさせるため、学費の補助等の金銭支援、教育機関設立のための技術やノウハウ、資材等の支援、教師などの人材支援を行うことを求める。特に、教育面では児童労働や児童婚、暴力などの違法性を子どもだけでなく大人にも周知させていきたい。

そして、自国の子供の出生登録の制度を整備し、児童相談所や保護所などを設立し、出生登録率の上昇を図る他、現在被害にあっている子供の救済を行う。

武力組織等による徴兵や拉致、強制結婚を制限するため国際法を制定し、武力組織の取締を強化する。以前の取締強化による問題悪化の再発防止のため、緻密な手順を設定し行う。このためには国際協力が必須である。具体的に挙げると、人身売買は国境を超えて行われることが多い犯罪であるため、国境の監視についての国際規定を定め、人身売買が発覚した際の責任の所在についても定めること。

そして、これらの活動は多くの資金や人手、技術、知識を必要し、貧困国であるナイジェリアだけでは実現不可能であるため、不足分は国連児童基金(UNICEF)からの支援を求める。

## Poland

ポーランドの現状についてです。ポーランドでは児童搾取問題が多発しています。'Operation Enola Gay'では児童虐待により75人が逮捕され、数百万もの児童虐待ファイルが押収されました。またポーランド人の7%が児童期に虐待を経験しています。こどもが声を上げにくく、周囲も家庭問題に介入することをためらう傾向があります。また、教会内でも児童虐待は存在しています。実際、ポーランド警察は児童虐待コンテンツの作成、所持、頒布の疑いで18~75歳の男100人を逮捕しました。ポーランドでは地域差が激しいため、児童手当はあるが長期的貧困対策としては不十分です。教育格差も激しいため、地方や低所得層の学校では心理支援やスクールカウンセラーが不足しています。これにより、子供は不安・うつ・自殺念慮を抱えやすい傾向にあります。近年ポーランドでは離婚率が上昇しています。離婚時、こどもをどちらが引き取るか相談する際、子供の意見を軽視している事が多く、形式的に扱われることが多いです。

また、子供は「権利を持つ主体」として扱われにくいです。ポーランドでは伝統的に親が子を導くという価値観が強く、子供は自律した意思を持つ主体として扱われることが少ないです。警察の捜査件数は年間2,000件以上に上るもの、実際の被害は大幅に過少申告されています。ポーランドでは厳罰化・国際捜査・被害児童中心の支援を柱に

児童搾取問題へ対応していますが、予防教育と支援体制の質向上が大きな課題とされています。

現在、児童搾取問題を解決するため、ポーランドは6つの政策を行っています。1つの政策は、法制度の強化です。例えば時効の延長、通報義務です。時効の延長では、児童虐待を受けた場合、被害者が成人しても起訴ができるものです。通報義務では福祉従事者、教師、医療関係者による虐待や搾取の疑いを通報できる義務です。2つの政策は、オンラインによる児童搾取問題対策です。具体的には、児童性的搾取問題を専門的に扱うサイバー犯罪専門警察の設置、児童ポルノのブロッキングやインターネット事業者への通報と協力義務である違法サイト対策があります。3つの政策は、児童搾取問題の予防教育です。具体的な活動は学校内で誘い出し対策やインターネットの安全教育を行っています。4つの政策は、被害児童中心の保護と回復支援です。具体的には、警察、司法、医療、心理、福祉が連携するワンストップ支援体制、専門訓練を受けた職員による事情聴取や証言の録画化で二次被害を防止する児童に配慮した司法手続き、トラウマ治療と社会復帰支援を行う長期的心理ケアがあります。5つの政策は、人身取引や移民児童への対策です。具体的には早期発見、被害児童の保護、加害者処罰、再被害防止を行う人身取引防止国家行動計画、後見人制度や専用保護施設と教育、心理支援などを行う無伴奏未成年者の保護をします。6つの政策は、NGOや国際機関との連携です。具体的な活動は被害者ホットラインやシェルター運営を行うNGO支援、EU指令や児童の性的搾取を防止するランサロー条約を履行する国際枠組みが行われています。

### Russian Federation

ロシアにおける子どもの権利の現状は、あまり守られていません。国際社会からは「子どもの権利を著しく侵害した国」と指摘され、ICC（国際刑事裁判所）がプーチン大統領に逮捕状を出した事例もあります。そしてウクライナ侵攻と少子化により労働力が不足しているという問題に対して、児童労働に頼ろうとしています。少子化対策としての「チャイルドフリー」思想の禁止や労働力の確保のために14歳以上が保護者や社会福祉当局の許可なしでも働くように法改正されました。この問題は国際的な懸念と国内政策が複雑に絡み合っています。ウクライナ侵攻に伴うウクライナの子供の強制移送が行われていました。保護を謳いつつも実態は「連れ去られた子ども」の再教育や軍事訓練、施設収容などの深刻な問題がありますが、実情は不透明です。ほかにも原因は貧困、家庭内問題、教育へのアクセス不足、人身取引等があります。経済不況により自分自身や家族のために働かなければならぬ子どもや、家庭内暴力や親の育児放棄に苦しむ子どもが増えているとされています。人身取引に対する意識が変わり、法整備が進んでいるものの、孤児院や肉親の手によって犯罪組織に売られる例もいまだにあります。そこで私たちは、労働力不足解消と孤児に対する保護、貧困の解消に関する政策が必要だと考えます。

また児童婚に関して、現状ロシアでは15歳までに結婚した少女は25万4000人、18歳までに結婚した少女は540万人に上ります。ロシアのいくつかの地域では14歳以上の結婚も認められています。未成年者が結婚した場合、約50%で婚内暴力が存在し、必要な教育を受けれない可能性もあります。しかし、実際のデータは上記したもの以外ほとんど見つかず、これは、被害者が世間の非難を恐れ、被害を訴えて報告することを依然として躊躇しているためだと考えられます。一方で法執行機関は彼女たちの訴えに対し、被害者の家族に任せるべき個人間の問題だと捉えて、無視しています。そこで、私たちはまず大範囲に児童婚を管轄するためにも、児童婚を管理し、被害者の誰もが、訴えることができる機関を作るべきだと考えます。また、それを全員に普及していく必要があります。

### Saudi Arabia

自国には児童労働、児童婚、不法滞在者の管理の難しさにより児童の人身取引と児童買春が横行しているなどの問題がある。児童労働問題では自国は法定就労最低年齢を15歳に設定している。しかし13歳から15歳までの者も条件付きで一定期間軽作業に従事できる。政府は児童労働防止の国家政策を進めているが、経済的な理由から働く子どもがわざかにいることが調査で示された。

児童婚問題では、2009年には11歳の少女が父親の命令により、持参金と引き換えに75歳の男性と結婚させられた事例が報告されており、同国における児童婚問題は深刻な状況にある。2020年代に入ると、サウジアラビアの諮問機関であるシュラ評議会は、結婚の最低年齢を18歳とする提案を可決したが、15~17歳の少女については、裁判所の承認を条件に例外が認められている。2017年には1万5千人以上の子どもが結婚していたとされており、結婚に関する法整備は進められているが、実態は変わっておらず、依然として改善の余地がある。また児童買春ツーリズムが問題になっている。それに関連し、児童の人身取引も問題となっている。

このことから自国は以下の政策を提案する。まず、地方に住む移民家族に対する金銭的支援を行う。児童労働や児童婚の主な原因は経済的理由からなのでこどもが経済的資源として扱われないようにするために金銭的支援を行う必要がある。また、子どもが学校に通えない場合、将来経済的に自立するために必要な知識やスキルを身に付けることができない。そのため、子どもが十分な教育を受けられる環境を整えるためにも、金銭的支援は不可欠である。

次に15歳以上かつ正式な契約の下で労働を認める政策を提案する。これにより、児童労働の実効的な防止を目指す。現在、サウジアラビアでは児童労働防止国家政策により、15歳未満の労働は法律で禁止されている。しかし、実際には非公式な仕事や無契約の労働において、15歳未満の子どもが働かされているケースが多く見られる。そのため、自国は、正式な雇用契約がある場合に限り、15歳以上の労働を認める法律を提案することで、児童労働の実効的な防止を目指す。サウジアラビアでは結婚の最低年齢は18歳と規定されているが、裁判所の許可を得れば15歳から17歳でも結婚が認められている。そこで自国は、児童婚を防止するため、結婚の最低年齢を18歳に統一し、例外を認めない制度への改正を提案する。

### Sweden

①

我が国の子ども虐待は、家庭内で解決する問題に留まらず、今や国をあげて取り組むべき社会問題と位置づけられている。1989年に採択された国連の子どもの権利条約第19条は、締結国は「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」としている。我が国も同条約を1994年に批准し、子どもの権利擁護を強化すべく環境整備を進めてきた。子ども虐待についても、国家的課題と位置づけ、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」を施行した。同法はその後も改正されており、要保護の子どもに対する公的介入度は高まってきてはいるが、子ども虐待件数は増加の一途にあり、子どもの権利侵害が深刻化するなか子どものニーズを重視する法制度や権利擁護のシステムが確立されているとは言い難い。

②が国は世界中のあらゆる国での児童労働、児童婚、児童売春そして児童の人身売買を直ちに止めさせ、人の行動とマインドの変化といった長期的なアプローチをすることによってこの児童問題の解決を目指す。今までの子供の権利に関する条約で

は、経済的に発展し、児童労働する必要がなく、なおかつ人権への意識も高い先進国による発展途上国へのあてつけと言わざるをえない条約もあり、発展途上国へのプラットフォームも用意されていないものもある。よって、我が国が提案する政策は各国に児童問題の国連が直接運営する専門機関を作り、子供の人権への意識改革を行うことと、児童労働によって製品を低価格で輸入することができている現行のグローバル経済機構を根本的に変える事である。まず、各国に設置する機関は ILO が実質的に運営するものとし、この機関の活動資金は子供の権利条約や世界子どもサミットへ参加している国が積極的に提供するものとする。また、現行のグローバル経済機構の改革については、フェアトレードなどは、消費側がフェアトレードの製品を選ぶことで目的は達成されるが、そういった製品は同じような製品と比べ高くなることが多く、買われる数は少なく根本的な問題の解決には至ってはいない。よってまず、各国に設置した機関が生産過程を精査し、指導、改善していくこととする。そして検査された製品は国連が従来の製品との差分を補助し、各国に積極的に輸入をしてもらうよう働きかける。

### Switzerland

現在スイスは子どもの権利条約締結国であり、児童労働、児童婚は国内において原則として行われていないが、一部の国では現在もそうした問題が存在していることは認識している。児童労働についてはスイスもつい100年前までは児童労働は平然と行われており、一部の先進国が国内に存在する少数民族の児童を労働させていることが近年問題になるなど先進国発展途上国双方に存在する問題だと改めて認識している。こうした問題に対し国際社会はこれまで当事者国への制裁を課してきた。しかしながらウクライナロシア戦争でヨーロッパ諸国がロシア産の原油に対し制裁をかけたもののヨーロッパの企業が第三国の支社を通して輸入し経済制裁の影響を十分に發揮できなかつた例からも児童労働を行う当事者国への経済制裁はグローバル化した経済において不十分と考える。

そこでスイスは当事者国への制裁だけでなく児童労働を行う企業への制裁も同時にを行うことを提案する。児童婚については、あってはならないものであることを強く認識し、現在報告されている国に対しては子どもの権利条約への準拠を強く求める。また現在法整備がされていない一部の国に対しては法整備の必要性を繰り返し訴えるとともに経済制裁や資産凍結といった幅広い選択肢を考えたい。

次に児童ポルノについてであるが、今日のインターネットの急速な発達によりインターネット媒体を利用した児童ポルノが急速に増えており 2019 年にはアメリカ合衆国内にて 9000 件以上のポルノ画像の発信元がスイスであることがアメリカ連邦捜査局にて示された。オンライン上の児童ポルノは疑惑が強いケースが多いにもかわらず、実際に有罪判決が下る件数は少ないとされ、19 年にスイスの裁判所が有罪判決を下したのは 580 件にとどまった。こうした取り締まりのゆるさがポルノ被害を増大させていることは否定できない。しかしながらインターネットが急速に発展した今日においてスイス国内だけでポルノ規制を強化することが、スイスで発信されたポルノ画像が米国内で拡散されているのを踏まえても意味をなさないことは明白である。国際社会が児童ポルノに対し、足並みをそろえ一致した対応を取ることではじめて規制が意味をなすものと考える。スイスとしては極めて強い規制をするためインターネットサービスプロバイダーに対して児童ポルノ提供サイトの基本的な秘密情報を発信元と受信元双方の取締機関に提供することを義務づけることを提唱する。

児童ポルノは意思決定能力の乏しい子供を利用した許し難い暴挙であることを確認するとともに不特定多数の児童が被害に遭っている観点から厳しい規制強化はいかなる国の利益に反しないものと確信しスイスとして厳しい規制を国際社会で実施することを強

く求める。

### Thailand

①

自国の GDP は東南アジア諸国連合内だと上位に入るが、世界的に見ると低い為貧しいと見られる。また、隣国であるカンボジアと歴史的に国境において対立している。自国で起きている児童搾取を 3 つに分けて説明する。まず、児童労働について、自国では小学校を卒業して働いている子どもの数は約 400 万人、12 歳以下の児童労働の状況は把握されていませんが小学校に行けない児童 160 万人の大半は就労していると見られる。かつ労働場所の移動が監視の目をいきにくくし、実態の把握が困難となっている。次に児童婚について、自国では未成年の結婚を禁止しているが、ある地域では少女が強制的に結婚させられているのが現状であり、課題である。最後に児童買春について、1996 年のデータによると 3 万~3 万 5000 人の子どもが売春に関わっている。また、児童買春ツアーが盛んに行われるため、児童買春抑制を目的としたアジア諸国の取組が有効になった。

②

自国はゴールである児童労働の撲滅、児童婚の廃絶、児童買春最適搾取の根絶、児童の人身取引の防止と解消の実現をトップラインに掲げて政策を考えた。①で説明した自国の現状に基づいて説明する。まず児童労働について、児童労働は貧困、教育機会の欠如が要因で生じている。そのため児童労働のみを禁止すると十分に生活できない家庭が増加する可能性がある。自国は国の機関による監視、制裁の厳格化が必要だと考える。また、教育機関が遠い、教員不足、質の高い教育を受けることが不可能、親が教育の重要性を理解していないなどの理由で教育機会が欠如しているため、教員の派遣、地方への教育機関の設置を行いたいと考える。また、所得の低い家庭の子どもへ教育を無償、低価格で教育の提供を行いたい。児童が働く劣悪な環境を改善するために、命に関わる労働の禁止、「子どもの権利条約」、ILO などの戦闘参加を禁止する条約を守っていない国への対処を行いたい。次に児童婚について、児童婚は貧困によってしなければならない、古くからの習慣によるものなどの要因から起こっている。自国では一部の地域でその習慣が残っているが、そこでは地方政府や NGO によって対策が行われている。自国では未成年での結婚を禁止しているものの、それが守られていない事があるため、監視の強化を行いたい。また、自国は国内の地方政府や NGO と協力していくたいと考える。最後に児童買春について、自国や東南アジアで行われる児童買春ツアーを抑制するために観光窓口のスタッフの訓練などが行われており、それを継続していくたいと考える。そして、ECPAT により各国政府へ「子どもの権利条約」などの制度、法律の強化を行う。また、ECPAT で子どものオンライン上の安全を確保するために政府、企業、その他の NGO と協力して児童の置かれる状況の危険性を認識させる教育や啓発活動を行う。

### Türkiye

トルコは CRC に批准していると同時に、ILO の加盟国でもある。しかし、我が国における児童労働に従事している子どもの数は少なくとも 72 万人おり、また、シリア難民の子どもが児童搾取を受けている事態も多く、現状への対策が急務である。児童搾取の背景には、経済危機に伴う子どもの貧困、社会保障の不足、インフォーマル経済などがあげられる。さらに法律上、親や裁判所の許可があれば 17 歳でも結婚は可能であり、地域によっては宗教觀に基づく児童婚がまだ根付いている。

私たちは三つの政策を掲げる。

一つ目は、政府、企業、NGO、国際機関などが主流となって、貧困家庭や脆弱な立場にある子どもたちに社会保護プログラムや教育支援を実施し、また、若者への技術訓練や職業訓練を行うというものである。これには、経済的理由で子どもを労働に赴かせるという事態を減らし、子どもが児童労働に従事することで失われる教育の機会を取り戻すという目的がある。また、それに伴い様々な理由により路上で生活、あるいは労働をしなくてはならない子どもを保護するための施設を開設するという提案を行う。これは路上生活者への宿泊施設の支援、未就学児や途中退学した子どもに対する就学・復学手続きの支援、職業教育、学童保育を行うほか、子どもへのカウンセリングなどを行うものとする。

二つ目は、NPOや国際機関を通じての難民への支援である。トルコにはシリア内戦から逃ってきた難民が多数おり、彼らは邦人労働者よりも賃金が低く、生活環境も劣悪である傾向があり、子どもたちが児童労働による搾取の危険にさらされる可能性が高く、実際に多くのシリア難民の子どもが児童搾取されている。それらの事態に対応するためには我が国だけでは不十分であり、国際社会からの支援が必須である。

三つ目は、児童婚をなくすため民間の社会意識の変革のための教育を行うというものである。伝統的な慣習が残っている地域がある我が国としては、普遍的なジェンダー教育の実施が特に重要であると考える。

以上の事から、我々は児童労働および児童搾取をなくすため、また子どもの権利を守るために国際社会と協力し努力することを約束する。

### United Kingdom

自国は産業革命期において深刻な児童搾取を経験したが、その反省を踏まえ、1833年の工場法で児童労働を規制し、世界に先駆けて9歳未満の労働を禁止した。その後も制度整備を進め、結婚の最低年齢を段階的に引き上げ、2023年には児童結婚法を施行し、18歳未満の結婚を全面的に禁止した。また、産業革命後の貧困拡大と都市化により、特に貧困層の少女に対する性的搾取が深刻化した。これに対し、1885年には性行為の同意年齢を16歳に引き上げ、2003年の性犯罪法では、オンライン上のグルーミングや英国民による海外での児童虐待も処罰対象とした。さらに2015年の現代奴隸法により、人身取引や奴隸制を明確に犯罪化し、国際的にも先進的な法制度を確立してきた。加えて、1884年設立の英国児童虐待防止協会(NSPCC)を中心に、調査と制度改善を継続してきた。一方で、FGMのように特定の文化・宗教的背景を持つコミュニティ内で秘匿される虐待は、通報義務があっても発見が困難である。また、法制度の複雑化により、現場のソーシャルワーカーが柔軟かつ迅速に対応しにくいという課題も残されている。

自国は、途上国における児童労働、子どもの人身取引や性的搾取の背景に、家庭の経済的脆弱性と不安定な雇用構造があると認識している。児童労働を禁止するだけでは家計の収入が失われ、子どもが再び搾取の対象となる危険性が高まるため、経済的代替案が必須である。そこでイギリスは、「保護者雇用連動型・子ども保護支援プログラム」を提案する。この政策では、イギリスの企業が関与する途上国の事業において、児童労働の廃止と引き換えに、子どもの保護者世代を優先的に雇用し、地域の最低生活費を上回る賃金と、安定した雇用契約を提供することを支援条件とする。さらに、保護者の雇用継続と子どもの就学を条件とした家庭単位の現金給付を導入し、学費や生活費の不足が人身取引や性的搾取につながることを防ぐ。加えて特に母親を対象とした職業訓練や技能教育などを拡充し家庭の所得向上と子どもの保護を同時に実現する。イギリスはユニー

セフなどの国際機関と連携し、被害にあった子どもの保護と教育復帰を支援しつつ、家庭内の経済的自立を促すことで、持続可能な形で児童労働、人身取引、性的搾取の削減を目指す。

### **Uzbekistan**

①

ウズベキスタンは綿花の生産が盛んであり歴史的に綿収穫期には動員が行われ、子どもや学生の労働が報告されてきた。また学校が休校になり子どもが労働に従事するケースも見られた。綿以外でも、子どもが農業（稻・養蚕など）、サービス業等で長時間労働や危険な労働環境が報告されていた。このため、学校教育への影響などが問題として指摘されていたが、2015年のILOの調査結果では、公には解消されたという報告をされている。だが、農村や貧困層の家庭などは未だに子どもを働かせる状況が続いている。これは社会的な問題として主に農業従事者の賃金が低く、教育機会の欠如や社会的保護の不足が背景にあるとされる。課題として、綿以外の農業や非正規労働では、子どもが働く実態が継続していると推測され、一部地域では貧困家庭の生計補助として容認される文化的背景が残り、またNGOや国家の監視が十分でないことがあげられる。

②

ウズベキスタンにおける児童労働問題は、単なる法制度の欠如ではなく、貧困、教育アクセス、インフォーマル経済という構造的要因に根差している。

よって本問題の解決には、教育・社会保護、監視体制、経済改革、国際協力を組み合わせた包括的アプローチが不可欠である。具体的な政策としては、以下の4つを提言する。

第一に教育と社会保護の強化である。すべての子どもが義務教育にアクセスできるよう、まず、教育に対し補助金を出し、学費無償化、教員に対しての賃金を上昇し、教員不足を解消する。また、貧困家庭に関しては学用品、給食に対する補助をし、より良い学習環境を整備していく。

第二にインフォーマル部門の労働監視強化である。

NGO、市民、学校、第三者機関との連携を強化し、雇用・労働関係省による非公式な児童労働の実態を把握、対策する仕組みを構築する。

第三に貧困削減と経済構造の適正化を進める。

国家として農村貧困の改善として雇用機会の創出と賃金格差の是正、また経済政策として関連企業に対して、労働者の賃金を添加した商品価格の設定を再検討するよう国家機関の指導体制、監視体制の厳格化を行う。そして、貧困や格差を生まない経済システムとして、フェアトレードという仕組みを生産者組合、需要企業に促す。最後に国際機関との結びつきを強める。ILOやUNICEFなど国際機関との協働を継続し、モニタリングと技術支援を受け入れ、より労働者賃金が高く、効率的な農業を目指す。また、同業が多い国や、自国の貿易相手国と連携をとり、フェアトレードの仕組みを推進していく。

### **Zimbabwe**

①第一に伝統宗教や地域慣習に根ざす早期結婚や家父長制的価値観が残り、早期結婚や子どもの労働、女性や子どもの従属的地位が社会慣習として存在している。このことで普遍的人権の侵害が文化、信仰の名の下に正当化されている。第二にジンバブエでは深刻な経済的貧困が児童労働や早婚子どもの性的搾取と密接に結びついているという課題がある。特に農村部における貧困により多くの家庭が安定した収入源を持てず、子どもが家計を支える労働力として扱われている。その結果、早婚や子どもの性的搾取が、生存のための「選択肢」として受け入れられてしまっている。第三に18歳未満の結婚を禁じ、子どもの権利を保障する法律は整備されているものの、法執行や保護体制の実

効性は乏しい。特に農村部では人材・資金・インフラが不足し、被害を受けた子どもが支援にアクセスできない。国家にとって、制度を機能させる基盤の欠如が大きな課題となっている。

②始めにジンバブエでは伝統宗教の解釈や家父長制的価値観、地域慣習によって正当化されてきた早期結婚 や女児教育の制限が宗教的合理性に基づく選択として受容されてきた。このような状況下で長期的な子どもの権利保障を実現するには子どもの人権を優先する価値観への転換が不可欠である。イギリスやアメリカでは法規制と並行して義務教育の拡充や社会的啓発を進めることで「子どもは学ぶ主体である」という規範が定着し、児童労働は是正されてきた。一方ジンバブエでは、こうした価値観改革を政策として実行するための実践的ノウハウが不足している。そこで、先進国の成功経験を継続的に共有する国際的枠組みの構築を提案する。次に貧困という現実の中で子どもたちが生存のための労働や搾取を選ばざるを得ない状況を転換し、教育を優先できるようなインセンティブの構築が不可欠である。スウェーデンにおける児童手当や給食の無償提供、日本の就学支援制度は就学が家庭の短期的な生活安定にも資する仕組みを備えている。これらの成功体験のある制度設計に関するノウハウ、知識の国際的な支援と協力を得ることで、単なる財政支援にとどまらず、教育を選択することに利益を付与する仕組みを導入し、子どもの権利を保障する政策の実施が求められる。最後に制度の実行力を左右する政治的・行政的背景に対しては、先進国が蓄積してきた法執行、行政運営、子ども保護に関する知識ベースのノウハウを共有し現地行政官や支援者の能力強化を図ることが不可欠である。具体的にはスウェーデンの通報・介入を軸とした児童福祉行政、日本の児童相談所制度や関係機関の連携モデル、ドイツの青少年局による早期介入と家庭支援の運用などが挙げられる。これらを参考に、現地行政官や支援者に対する制度運用研修や実務マニュアルの整備、人材交流を通じた能力強化を進めることで、法制度の実効性を現場レベルで高めることが可能となる。